

# 軽自動車やバイクの 廃車・譲渡・住所変更など



4月1日までに

手続きを済ませましょう

バイクや二輪、軽四輪自動車などにかかる軽自動車税は毎年4月1日現在の名義人（所有者）に課税されます。

譲渡や転売などにより現在は車を所有していない場合や盗難にあった場合でも、4月1日までに名義変更または廃車の手続きが済んでいないと

平成27年度分の軽自動車税が課税されます。

（軽自動車税は自動車税のように月割課税制度ではありませんので、年度途中で廃車した場合でも既に納められた税金をお返しいすることはありません。）  
また他市町村へ転出または他市町村から転入された場合も届出が必要です。

※手続きの詳細につきましては、各種手続き先までも問い合わせください。

車種	手続き場所	必要なもの
原動機付自転車 小型特殊自動車	市税務課諸税担当（市役所1階） ☎32・3845	ナンバープレート・ 印鑑など
二輪の小型自動車	徳島運輸支局 ☎050・5540・2074	ナンバープレート・ 印鑑・検査証など
二輪の軽自動車 三輪の軽自動車 四輪以上の軽自動車	徳島県軽自動車協会 ☎088・641・2010	ナンバープレート・ 印鑑・検査証など

## 軽自動車税が変わります

三輪および四輪以上の軽自動車については、平成27年度分から税率が引き上げられます。

車種区分	現行税率	新税率	重課税率		
	平成27年3月31日以前の登録車両	平成27年4月1日以後の登録車両	最初の新規検査から13年を経過した車両		
軽自動車	三輪	3,700円	3,900円	4,600円	
	四輪 乗用	営業用	6,600円	6,900円	8,200円
		自家用	8,600円	10,800円	12,900円
	四輪 貨物	営業用	3,600円	3,800円	4,500円
自家用		4,800円	5,000円	6,000円	

※重課税率は平成28年度から導入されます。

※原動機付自転車および二輪車などの税率引き上げ時期については、適用開始を1年間延長し、平成28年度課税分から変更される予定です。

## 軽自動車税 減免制度のお知らせ

身体などに障がいがある人が所有する軽自動車などで、本人または家族などの運転で専ら障がい者のために継続して使用されるものについては、軽自動車税が減免される制度があります。（障がいの等級などにより非該当の場合もあります。）  
当減免制度は、障がい者一人に対して一台（普通自動車を含む）に限ります。  
なお、減免対象車を乗り換えた場合は、再度申請してください。

【申請受付】

4月23日(木)まで

【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当

(市役所1階)

☎32・3845 / FAX  
33・3401

Mail:shozei@city.komats  
ushima.tokushima.jp